

令和2年度

# 国指定史跡「鹿島神宮境内附郡家跡」

郡庁施設・郡庁南域・厨家相当施設 確認調査



| 凡例      |                |
|---------|----------------|
| ■ …郡庁   | ■ …厨家相当施設      |
| ■ …大溝   | ■ …礎石建物(既調査検出) |
| ■ …溝    | ■ …掘立柱建物       |
| ■ …築地堀  | ■ …令和2年度調査区範囲  |
| ■ …鍛冶工房 |                |

※遺構の解釈などについては、令和3年3月31日現在のものであり、今後調査や検討によって変更する可能性があります。また資料の引用・掲載はご遠慮願います。

令和2年度 国指定史跡「鹿島神宮境内附郡家跡」郡庁域関係施設 確認調査 概報資料』  
 編集：鹿嶋市教育委員会事務局社会教育課・公益財団法人鹿嶋市文化スポーツ振興事業団鹿嶋市ときどきセンター  
 発行：鹿嶋市教育委員会事務局社会教育課  
 発行年月日：令和3年3月31日



神野向遺跡の位置

- 1 遺跡名 国指定史跡「鹿島神宮境内附郡家跡」
- 2 調査目的 保存目的のための範囲確認調査
- 3 所在地 鹿嶋市大字宮中166番地1ほか
- 4 調査面積 約536㎡
- 5 調査期間 令和2年10月1日～令和3年3月1日
- 6 調査主体者 鹿嶋市教育委員会
- 7 調査機関 (公財)鹿嶋市文化スポーツ振興事業団

## (1)遺跡の立地

郡家跡は鹿島神宮から南へ約 1.5 km の標高約 32 ～ 34 m の鹿島台地の神野向支丘に位置します。昭和 61 年8月に国指定史跡となり、現在は約 73,600 ㎡が指定を受け、国指定の郡家跡としては最大規模を誇ります。

国指定史跡「鹿島神宮境内附郡家跡」は、鹿島神宮・沼尾神社・坂戸神社の境内及び古代の鹿島郡の行政機関としての郡家跡が国史跡に指定されたため、これらを含めた総称です。

## (2)調査の成果

鹿島郡家跡は、昭和 55 年2月の個人住宅に伴う発掘調査を皮切りに郡家の範囲確認調査を実施し、昭和 56 年度から奈良国立文化財研究所（現 独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所）平城宮跡発掘調査部の指導を受け、郡家解明のため本格的に学術調査を開始し、昭和 63 年まで続けました。また、平成 27 年度から5ヶ年計画で、史跡整備のための内容確認調査を行っています。

これまでに平成 27 年度は郡庁の正確な規模の把握、平成 28 年度は正倉を取り囲む大溝の範囲確認、平成 29 年度は正倉院内北側の倉庫群の範囲確認、平成 30 年度は正倉院内南側の範囲確認を行ってきました。

令和元年度の調査では、郡庁北側から東側における郡家関連施設の確認調査を行い、郡庁北東では桁行 5 間 9.6 m 梁行 2 間 4.8 m の掘立柱建物跡を 1 棟 (SB3700) 検出しました。厨家推定域では、掘立柱建物跡の柱穴が確認されました。複雑に柱穴が切り合う状況から、同じ位置に複数回建物の建て替えが行われたと考えられます。柱穴は組み合わせから最低でも 3 軒想定でき、昭和 61 年度調査Ⅱ区で検出された掘立柱建物群と軸向きが近似しているため、関連した建物と考えられます。また、建物を構成する土坑からは墨書土器の出土を確認しています。

令和 2 年度の調査では、郡庁区画施設南西隅の確認と郡庁の南域、昨年度の補足調査として厨家の建物配置の確認を行いました。

郡庁はこれまでの調査で 3 時期の建物変遷が確認されており、同様に区画施設も 3 時期の変遷が指摘されています。郡庁域の変遷は以下の通りです。

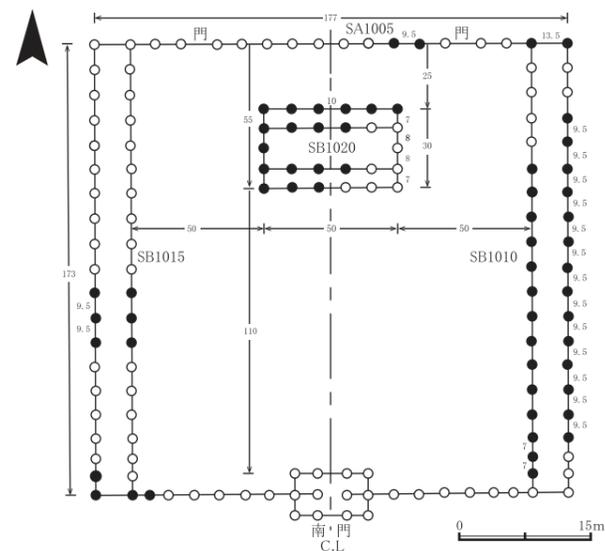
第Ⅰ期の区画施設でもある西脇殿(以下 SB1015)の建物規模は、正殿の中軸線で東脇殿 SB1010 を折り返した桁行 19 間、梁行 1 間の長舎と想定されています。東脇殿と等尺の建物であれば桁行の 19 間は南側 2 間が 7 尺で他は 9.5 尺、梁行 1 間は 13.5 尺と推定されます。今回の調査では西面の南から 1 本目の柱穴が 7 尺の位置に見つかり、以北の柱穴は SD4510 (SD1100) に切られているため確認できませんでした。SB1015 の北面は塀の西端が北妻に取り付き、南面塀も西端が南妻に取り付いたと推定されていますが、SB1015 の東面桁行の南から 2 本目の柱穴が検出されないことから、南面塀は南妻には取り付かず、1 間ないし 2 間内側から建物が配置される可能性が出てきました。東西の脇殿が南面塀に取りつかない例としては、近江国栗太郡家の岡遺跡や相模国鎌倉郡家の今小路西遺跡の例が挙げられます。

第Ⅱ期・第Ⅲ期の区画施設は回廊と推定されています。今回の調査では、西面回廊 (SC1043) の南面の 3 基、西面の 1 基の柱穴を確認しました。確認面や断面の観察から回廊南面では柱穴の北側に柱抜取が確認され、西側では柱抜取穴が柱穴の西側の位置に見られます。

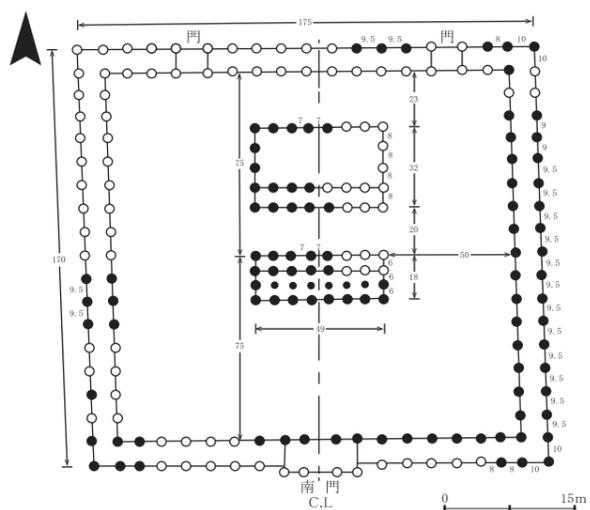
郡庁南域の調査では 8 トレンチで検出された東西溝のみ官衙期に属しており、概して官衙期の遺構密度は低い状況でした。

厨家推定域では、令和元年度の 29 トレンチで東側に広がるのが予想された建物跡と組み合う土坑が 15 トレンチ西側で確認され、土坑の切り合いから 4 時期に変遷する可能性が想定されました (SB4907・4925・4956・4967)。また、東・南東側にも柱穴と考えられる土坑が確認され、複数棟の掘立柱建物跡が所在したことが想定されました。さらに、西側と東側にそれぞれ展開する掘立柱建物の中に柱穴の可能性のある土坑 4 基を確認しており、SK4891 を囲うように展開する状況でした。

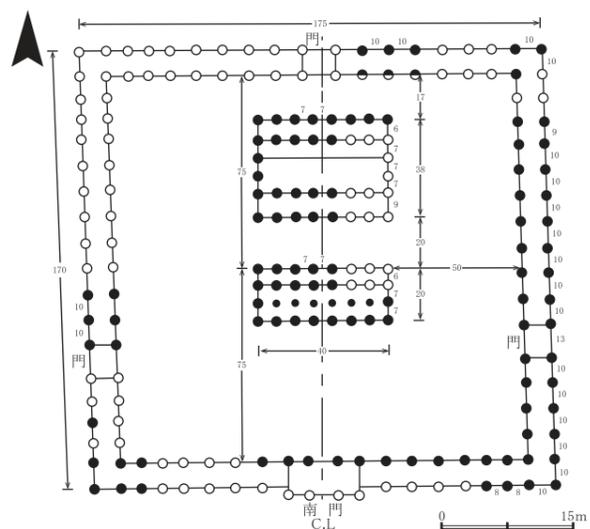
現在、15 トレンチ周辺で確認される建物群が「厨家推定域」として妥当であるか否か判断することは難しいですが、いずれにしても、こうした掘立柱建物跡の展開状況は注目され、これから鹿島郡家を復原していく上で検討すべき課題です。



第I期郡庁想定図



第II期郡庁想定図



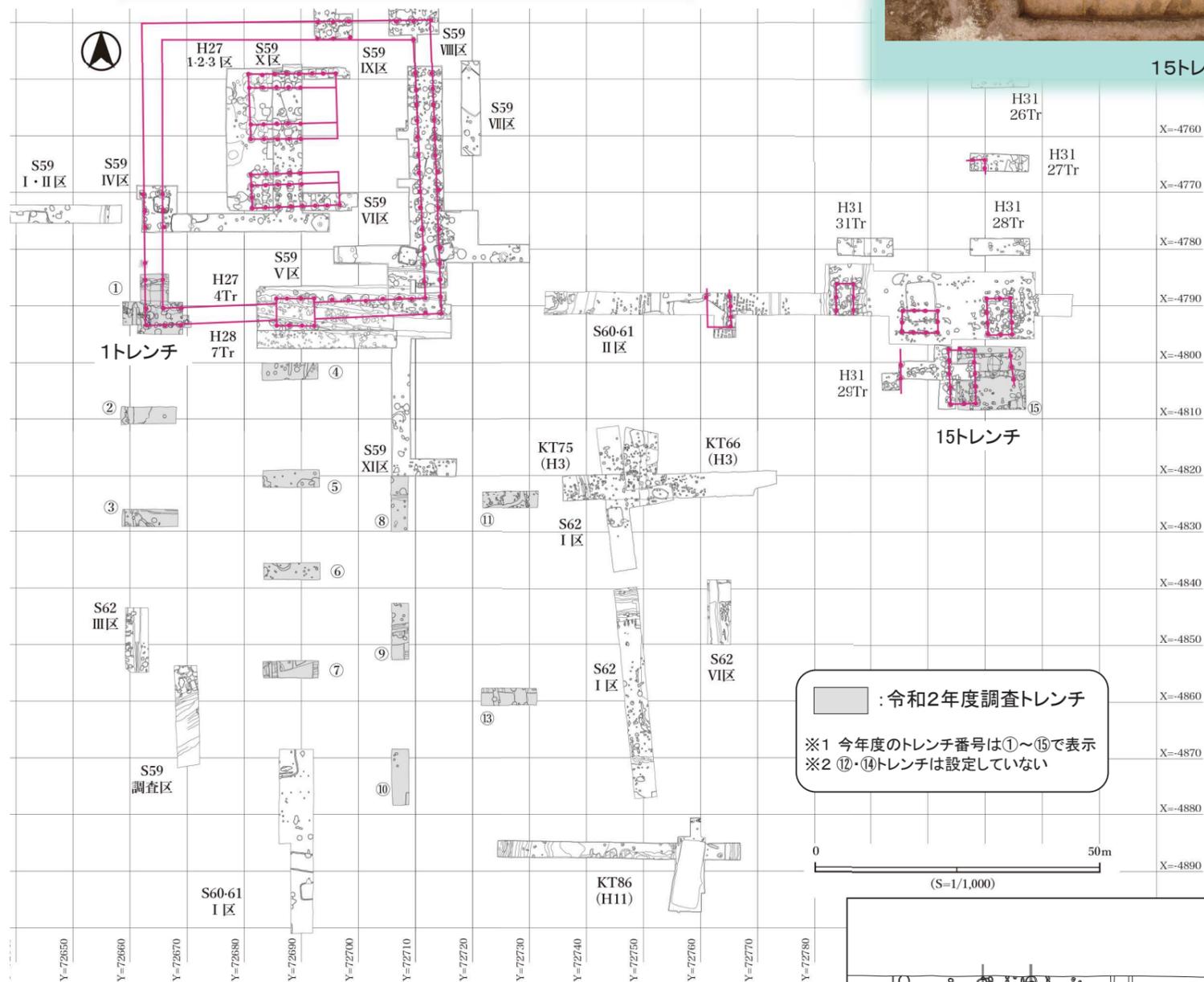
第III期郡庁想定図



1トレンチ空撮



15トレンチ空撮



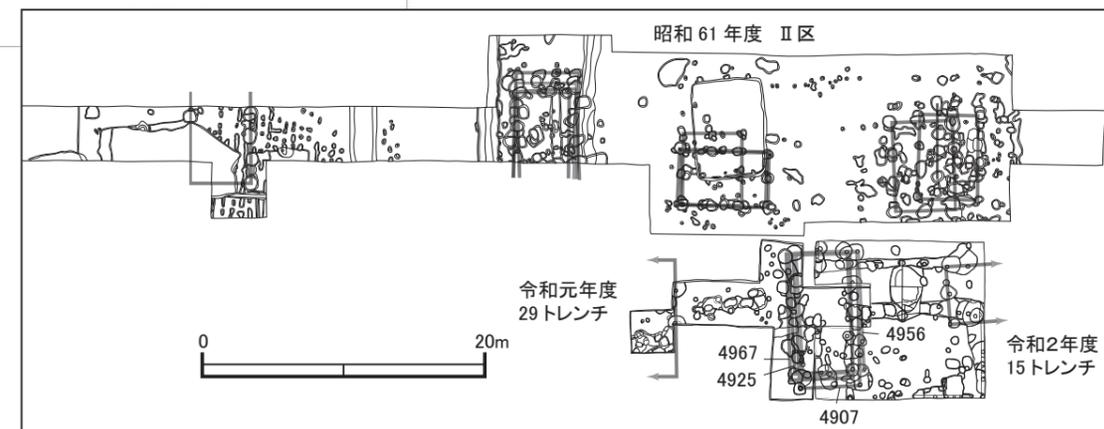
：令和2年度調査トレンチ

※1 今年度のトレンチ番号は①～⑮で表示  
 ※2 ⑫・⑭トレンチは設定していない



15トレンチ西側掘立柱建物跡

郡庁は、郡家域内の中央から北よりに配置され、郡庁は建替えからみて3時期に分けられます。各期とも建物の主軸方位は西に1～2°振れますが、建物の計画方位は真北と考えられます。区画施設の規模を復元すると、南北総長約52m、東西総長約52.5mの正方形に近い形です。今回の調査によって第I期と第III期の郡庁区画施設の規模が見えてきました。第III期になるにしたがい、回廊のプランは正方形に近く整備されていったと考えられます。



厨家推定域 建物配置図